

1. 件名「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（328）」
2. 日時：平成29年9月6日 13時30分～20時00分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他8名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対処設備について』のうち「49条 原子炉格納容器内の冷却のための設備」及び「51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備」等について、提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<49条、51条>

- 重大事故等対処設備について、技術的能力で用いる設備を再確認した上で、整理して提示すること。
- 水源の「多様性及び位置的分散」の設計方針について、43条の設備共通の方針を踏まえて、整理して提示すること。
- 「悪影響防止」の「発生飛来物対策」について、「タービンミサイル等の内部発生飛来物としての対策」であるのか「竜巻防護対策」であるのか考え方を整理した上で、適切な記載場所に設計方針を記載すること。
- 「容量」の設計方針で「他システムへの注水と同時に使用する」とあるが、必要最大流量に対して流量が十分であることを整理して提示すること。
- 環境条件の「海水の影響を考慮した設計」について、具体的な対応方針を整理して提示すること。
- 「試験検査」について、設置許可基準の要求事項「原子炉の運転中又は停止中に必要な試験又は検査ができるもの」を踏まえて、考え方を整理して提示すること。

<51 条>

- 原子炉格納容器下部に「あらかじめ十分な水量を蓄水する」とあるが、それを確実にする設備の設計方針について、整理して提示すること。
- コリウムシールド下部にある「排出流路のスリット構造」について概略図を示すとともに、「漏えい検出機能」に対する「悪影響」の考え方を整理して提示すること。
- 重大事故等対処設備の「最高使用温度」については、「200℃、2Pd」時の系統やシール部への影響を踏まえ、考え方を整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第49条）
- ・ 玄海発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第51条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA49条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA51条）